令和4年9月28日

放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可 (令和4年9月28日 諮問第24号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局局放送政策課

(植村課長補佐、堂上係長)

電話:03-5253-5777

諮問第24号説明資料

放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可

1 諮問の概要

日本放送協会(以下「協会」という。)から、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)(以下「改正法」という。)により放送法の協会に関する規定が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、放送法第18条第2項の規定に基づき、以下のとおり、協会定款の変更の認可申請があった。

(1) 定款の変更内容及び理由

改正法により、放送法の協会に関する規定が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

(2) 変更しようとする条項

別紙のとおり

2 施行期日

別紙「日本放送協会定款変更案」の表中「変更案(施行日1)」の欄に示す内容については改正法の施行の日(令和4年10月1日)、 同表中「変更案(施行日2)」の欄に示す内容については改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

3 審査の結果

本件申請に係る協会の定款の変更は、改正法の施行後における放送法の規定に適合しており、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

日本放送協会定款変更案

※下線部は、変更しようとする部分

	<u>, </u>	※下線部は、変更しようとする部分
現行	変更案(施行日1)	変更案(施行日2)
(業務)	(業務)	
第4条 (略)	第4条 (同左)	
$2 \sim 3$ (略)	2~3 (同左)	
【新設】	4 本協会は、第1項第1号又は第2号の業務を行	
	うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障の	
	ない範囲内において、他の放送事業者が放送法第	
	4条第2項の責務にのっとり講ずる措置並びに他	
	の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事	
	業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に	
	用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除	
	く。)が放送法第92条の責務にのっとり講ずる	
	措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努め	
	<u>る。</u>	
<u>4</u> (略)	5 (同左)	
<u>5</u> (略)	6 (同左)	
	7 本協会は、第2項第2号又は第3号の業務(以	
下「インターネット活用業務」という。)を行お	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
うとするときは、次に掲げる事項について実施基		
準を定め、総務大臣の認可を受ける。これを変更	準を定め、総務大臣の認可を受ける。これを変更	
しようとするときも、同様とする。	しようとするときも、同様とする。	
一~四 (略)	一~四 (同左)	
五(略)	五(同左)	
ア〜エ(略)	ア〜エ(同左)	
六 第9項の実施計画の実施の状況及びその評価	六 第10項の実施計画の実施の状況及びその評	
に関する資料の作成及び公表に関する事項	価に関する資料の作成及び公表に関する事項	
七 前号の規定による評価の結果も踏まえた <u>第</u>	七 前号の規定による評価の結果も踏まえた第	
11項の規定に基づくインターネット活用業務	12項の規定に基づくインターネット活用業務	
の実施の状況の評価及び当該インターネット活	の実施の状況の評価及び当該インターネット活	
用業務の改善に関する事項	用業務の改善に関する事項	

八 (略)

- 7 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、第6項の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。
- 8 本協会は、<u>第6項</u>の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。
- 9 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、第6項の認可を受けた実施基準に基づき、放送法第20条第13項に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更するときも、同様とする。

10 (略)

<u>11</u> (略)

(出資)

第5条 本協会は、第52条第1項に規定する子会社(本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、放送法第21条に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条に定める者に出資する。

【新設】

八 (同左)

- 8 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、第7項の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。
- 9 本協会は、<u>第7項</u>の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。
- 10 本協会は、インターネット活用業務を行うに 当たっては、第7項の認可を受けた実施基準に基づき、放送法第20条第14項に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の 実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更しようとするときも、同様とする。

11 (同左)

12 (同左)

(出資等)

- 第5条 本協会は、第52条第1項に規定する子会社(本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、放送法第21条に基づく総務日令で定めるものをいう。以下同じ。)に対して省令で定めるものをいう。以下同じ。)に対して当資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条各号に掲げる者に出資する。
- 2 本協会は、前項の場合のほか、本協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、関連事業持株会社(その定款で放送法第22条の2各号に掲げる事項を定める会社をいう。以下同じ。)に出資する。この場合において、本協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社として保有する。

【新設】

(中期経営計画)

第6条 (略)

- 2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載する。
 - 一 中期経営計画の期間(前項の期間の範囲内で 経営委員会が定める期間をいう。)

二~七 (略)

(経営委員会の権限等)

- 第15条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 次に掲げる事項の議決

ア~ス (略)

セ 第4条<u>第6項</u>に規定する実施基準及び同条 <u>第9項</u>に規定する実施計画

ソ〜ナ (略)

- ニ 第4条<u>第5項</u>の総務大臣の認可を受けて行 う協定の締結及び変更
- ヌ 第4条<u>第5項</u>の総務大臣の認可を受けて行 う業務
- ネ 第5条の総務大臣の認可を受けて行う出資

【新設】

<u>ノ</u> (略)

<u>ハ</u> (略)

<u>ヒ</u>アから<u>ハ</u>までに掲げるもののほか、これら に類するものとして経営委員会が認めた事項

二 (略)

3 本協会は、前項の認可を受け、又は受けようと するときは、関連事業持株会社と共同して、放送 法第22条の3第1項に基づく総務省令で定める ところにより、当該関連事業持株会社の出資に関 する計画(以下「関連事業出資計画」という。) を作成し、これを総務大臣に提出して、その関連 事業出資計画が適当である旨の認定を受ける。こ れを変更しようとするときも、同様とする。

(経営委員会の権限等)

第15条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

ア〜ス (同左)

セ 第4条<u>第7項</u>に規定する実施基準及び同条 第10項に規定する実施計画

ソ〜ナ (同左)

- ニ 第4条<u>第6項</u>の総務大臣の認可を受けて行 う協定の締結及び変更
- ヌ 第4条<u>第6項</u>の総務大臣の認可を受けて行 う業務
- ネ <u>第5条第1項又は第2項</u>の総務大臣の認可 を受けて行う出資

<u>ノ</u> 関連事業出資計画

<u>ハ</u> (同左)

<u>ヒ</u> (同左)

<u>フ</u> アから<u>ヒ</u>までに掲げるもののほか、これら に類するものとして経営委員会が認めた事項 二 (同左) (中期経営計画)

第6条 (同左)

- 2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載する。
 - 一 中期経営計画の期間(前項の期間の範囲内で 経営委員会が定める期間をいう。<u>第83条第3</u> 項及び第5項第2号において同じ。)
 - 二~七 (同左)

 $2\sim4$ (略)

第53条 本協会は、第4条第4項の規定によるテ│第53条 本協会は、第4条第5項の規定によるテ レビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放 送(前条第2項の規定による子会社への放送番組 の制作の委託を含む。)を行うに当たり、当該放 送を実施するため特に必要があるときは、本協会 以外の基幹放送事業者(放送大学学園を除く。第 3項において同じ。)に対し、別途定める基準及 び方法に従って、放送番組の編集上必要な資料の 提供その他必要な協力を求める。

 $2 \sim 4$ (略)

(受信料)

- き、本協会の放送を受信することのできる受信設 備を設置した者から、別に定める受信契約条項に 従い、受信料を徴収する。
- 2 本協会は、総務大臣の認可を受けた基準による のでなければ、受信契約を締結した者から徴収す る受信料を免除しない。
- 3 第1項の受信契約条項は、あらかじめ総務大臣 の認可を受ける。

 $2\sim4$ (同左)

レビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放 送(前条第2項の規定による子会社への放送番組 の制作の委託を含む。)を行うに当たり、当該放 送を実施するため特に必要があるときは、本協会 以外の基幹放送事業者(放送大学学園を除く。第 3項において同じ。)に対し、別途定める基準及 び方法に従って、放送番組の編集上必要な資料の 提供その他必要な協力を求める。

2~4 (同左)

(受信料)

- 第58条 本協会は、放送法第64条第1項に基づ | 第58条 本協会は、放送法第64条第1項に基づ き、本協会の放送を受信することのできる受信設 備を設置した者と受信契約を締結し、別に定める 受信契約の条項に従い、受信料を徴収する。
 - 2 本協会は、総務大臣の認可を受けた受信料の免 除の基準によるのでなければ、受信契約を締結し た者から徴収する受信料を免除しない。
 - 3 第1項の受信契約の条項は、次に掲げる事項を 定め、あらかじめ総務大臣の認可を受ける。これ を変更しようとするときも、同様とする。

 - 二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事 項(放送法第64条第1項の特定受信設備の設 置の日その他の当該申込みの際に本協会に対し 通知すべき事項を含む。)
 - 三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項
 - 四 次に掲げる場合において本協会が徴収するこ とができる受信料の額及び割増金の額その他当 該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項
 - ア 不正な手段により受信料の支払を免れた場 合
 - イ 正当な理由がなくて第2号に規定する期限 までに受信契約の申込みをしなかった場合

【新設】

- 4 本協会の放送を受信し、その内容に変更を加え ないで同時にその再放送をする放送は、これを本 協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。
- 協会の収支予算を承認することによって定めた額 とする。ただし、第75条第1項に規定する場合 においては、前事業年度終了の日の属する月の受 信料の月額とする。

(支出の制限等)

第82条 (略)

- 2 本協会は、次に掲げる業務に係る経理について は、放送法第73条第2項に基づく総務省令で定 めるところにより、その他の経理と区分し、それ ぞれ特別の勘定を設けて整理する。
 - 一 第4条第2項第2号及び第3号の業務
 - 二 (略)

- 五 その他放送法第64条第3項第5号に基づく 総務省令で定める事項
- 4 前項第4号に規定する受信料の額は、次の各号 に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定 める額とし、同項第4号に規定する割増金の額 は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ 当該各号に定める額に放送法第64条第4項に基 づく総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超え ない額とする。
 - 一 前項第4号アに掲げる場合に該当する場合 支払を免れた受信料の額
 - 二 前項第4号イに掲げる場合に該当する場合 同項第2号に規定する期限が到来する日に受信 契約を締結したとしたならば現に受信契約を締 結した日の前日までに支払うべきこととなる受 信料の額に相当する額
- 5 本協会の放送を受信し、その内容に変更を加え ないで同時にその再放送をする放送は、これを本 協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。
- 第59条 前条第1項の受信料の月額は、国会が本 | 第59条 前条第1項の受信料の額は、国会が本協 会の収支予算を承認することによって定めた額と する。ただし、第75条第1項に規定する場合に おいては、前事業年度終了の日における受信料の 額とする。

(支出の制限等)

第82条 (同左)

- 2 本協会は、次に掲げる業務に係る経理について は、放送法第73条第2項に基づく総務省令で定 めるところにより、その他の経理と区分し、それ ぞれ特別の勘定を設けて整理する。
 - 一 第4条第2項第2号及び第3号の業務(専ら 受信料を財源とするものを除く。)
 - 二 (同左)

(還元目的積立金)

【新設】

- 第83条 本協会は、毎事業年度の損益計算において第4条第1項及び第2項の業務(前条第2項第1号に掲げる業務を除く。)から生じた収支差額が零を上回るときは、当該上回る額のうち放送法第73条の2第1項に基づく総務省令で定めるところにより計算した額を還元目的積立金として積み立てる。
- 2 還元目的積立金は、本協会が次項の規定により 収支予算を作成し国会の承認を受けた場合におい て当該収支予算に係る事業年度の損益計算におい て前項に規定する収支差額が零を下回るときに、 当該下回る額を当該事業年度の予想収支差額(当 該収支予算で定める当該収支差額が零を下回る場 合における当該下回る額をいう。次項において同 じ。)を限度として補う場合を除き、取り崩さな い。ただし、総務大臣の認可を受けた場合は、こ の限りでない。
- 3 本協会は、中期経営計画の期間の最後の事業年度の前事業年度に係る収支差額の処理を行った後、還元目的積立金の額から当該最後の事業年度の予想収支差額を減じた額(第5項第2号において「予想積立額」という。)が零を上回るときは、当該中期経営計画の期間の次の中期経営計画の期間(同項において「還元実施期間」という。)の事業年度については、還元受信料額により受信料収入(本協会の受信料による収入をいう。同項において同じ。)の予想額を計算した収支予算を作成する。ただし、当該収支予算を作成しないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書に規定する場合において、同項に 規定する収支予算を作成しないときにおける第 74条第1項の規定の適用については、同条第1 項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計 画及び第83条第3項ただし書に規定する理由を 記載した書類」とする。
- 5 第3項に規定する「還元受信料額」とは、還元

(放送債券)

第83条 (略)

(成立の時における資産)

第84条 (略)

(残余財産の処分)

第85条 (略)

附則

(施行期日)

(令和元年法律第23号)(以下「改正法」とい う。) の施行の目から施行する。

第2条 この定款の第82条第2項の規定は、令和 2年4月1日に開始する本協会の事業年度から適 用し、同年3月31日に終了する本協会の事業年 度については、なお従前の例による。

(実施計画に関する経過措置)

附則

(施行期日)

第1条 この定款は、放送法の一部を改正する法律 | 第1条 この定款は、電波法及び放送法の一部を改 | 第1条 この定款は、電波法及び放送法の一部を改 正する法律(令和4年法律第63号)(以下「改 正法」という。) の施行の日から施行する。

【削除】

実施期間の受信料収入の予想額の合計額が第1号 に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額を超 えない額となるように計算した受信料の額をい

- 一 基準受信料額(還元実施期間において第1項 に規定する業務に係る収入の予想額の合計額と 当該業務に係る支出の予想額の合計額が同額と なるように計算した受信料の額をいう。)によ り計算した当該還元実施期間の受信料収入の予 想額の合計額
- 二 当該還元実施期間の直前の中期経営計画の期 間に計算した予想積立額

(放送債券)

第84条 (同左)

(成立の時における資産)

第85条 (同左)

(残余財産の処分)

第86条 (同左)

附 則

(施行期日)

正する法律(令和4年法律第63号)(以下「改 正法」という。) 附則第1条第2号に掲げる規定 の施行の日から施行する。

第3条 改正法の施行の日を含む事業年度に係るこの定款の第4条第9項の規定の適用については、同項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「改正法の施行の日以後遅滞なく」とする。

(中期経営計画に関する経過措置)

- 第4条 この定款の第74条第1項の規定は、令和 3年4月に始まる事業年度から適用し、同月に始 まる事業年度より前の事業年度については、なお 従前の例による。
- 2 この定款の施行後、この定款の第6条第1項の 規定により最初に定める同項に規定する中期経営 計画は、令和3年4月を当該中期経営計画の期間 (同条第2項第1号に規定する期間をいう。)の 始期としなければならない。

【新設】

【削除】

【削除】

(受信契約の条項の認可に関する経過措置)

第2条 この定款の第58条第3項各号に掲げる事項のうち、同項第4号イに係る部分の受信契約の条項については、改正法の施行後最初に同項に定める変更の認可を受けるものとして、改正法の施行の日から起算して6か月以内に、総務大臣の認可を受ける。

令和4年9月28日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可 (令和4年9月28日 諮問第25号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局局放送政策課

(植村課長補佐、行徳係長)

電話:03-5253-5777

諮問第25号説明資料

日本放送協会放送受信規約の変更の認可

1 諮問の概要

日本放送協会(以下「協会」という。)から、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 64 条第 3 項の規定に基づき日本放送協会放送 受信規約(以下「受信規約」という。)の変更の認可申請があった。

なお、この認可申請は、NHK受信料制度等検討委員会の答申(令和4年8月5日)の結果を踏まえて行われたものである。

※ 経営委員会が受信規約の変更の議決に当たり実施する、国民・視聴者からの意見募集手続については、放送法施行規則(昭和25年電波 監理委員会規則第10号)附則第3項に規定する特例により、実施されなかった。

(1) 放送受信規約の変更内容及び理由

受信規約第12条の2において、「放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない」と規定されている。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、総務大臣の認可(令和2年5月8日付け)を受けて、令和2年4月から令和3年3月までの間の放送受信料について支払いを猶予する措置を講じていたところ、受信料の支払いが困難な受信契約者が引き続き発生していることから、総務大臣の認可(令和3年3月10日付け)を受けて、当該措置の対象とする期間を令和3年9月まで延長した。その後、総務大臣の認可(令和3年9月13日付け)を受けて、当該措置の対象とする期間を令和4年3月まで延長し、さらに、総務大臣の認可(令和4年3月7日)を受けて、当該措置の対象とする期間を令和4年9月まで延長した。

今回の受信規約の変更は、今もなお受信料の支払いが困難な受信契約者が発生していることから、当該措置の対象とする期間を再度延長するため、令和2年4月から令和5年3月までの間の放送受信料については、延滞利息を発生させないこととし、また、延滞利息の発生要件である「放送受信料の支払いを3期分以上延滞したとき」の期間に通算しないこととするよう、協会の放送受信規約について規定の整備を行うものである。

(2) 変更しようとする条項

変更案	現行
(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に	(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に
関する措置)	関する措置)
11 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令	
和5年3月までの間の放送受信料については、支払いを延滞	<u>令和4年9月</u> までの間の放送受信料については、支払いを
した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。	延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しな
また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しな	い。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	しない。

(3) 事業収支に及ぼす影響

今回の放送受信規約の変更に伴う支払猶予は時限的な措置であり、協会の今後の事業運営に影響を及ぼすものではないと考えている。

2 施行期日

令和4年10月1日から施行する。

3 審査の結果

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、協会において実施する延滞利息に係る特例措置の期間を延長するものであり、 現下の新型コロナウイルス感染症の状況、及び受信料の支払いが困難な受信契約者の発生の状況に鑑みて、妥当なものである。また、 今回の契約条項の変更により現在の特例措置の内容が変更されるものではなく、協会の事業運営に影響を及ぼさない範囲で行われる ことから、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

令和4年9月28日

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案 (令和4年9月28日 諮問第26号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星 · 地域放送課

(河間課長補佐、鈴木係長)

電話:03-5253-5799

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案

1 諮問の概要

衛星放送の未来像に関するワーキンググループ(主査:伊東 晋 東京理科大学名誉教授)が令和3年10月29日に公表した報告書(以下「WG報告書」という。)において「今後、BS右旋帯域において一定帯域が確保できた場合には、当該帯域は4K放送に割り当てるべき」、「BS右旋帯域に4K放送を割り当てる方針に沿い、今後、一定帯域の確保の見通しが立った段階で、総務省において基幹放送普及計画を改正することが適当」との提言が示された。

また、WG報告書の提言を踏まえて整理した「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書を踏まえたBS右旋の空き帯域の4K放送への割当てに関する基本的考え方」(令和4年8月4日公表)において、「総務省としては、BS右旋帯域において今後一定の空き帯域が確保できた場合には恒常的に4K放送の割当てを行うことが適当と考えることから、基幹放送普及計画の改正に当たっては、右旋を左旋と同様に4K等の超高精細度テレビジョン放送の伝送路としても位置付けることが適当である」との考え方を示したところである。

本件は、これらを踏まえ、BS右旋帯域において見込まれる空き帯域を今後恒常的に4K放送に割り当てるべく、基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)の変更を行うものである。

2 変更概要

※必要的諮問事項はゴシック体

(1) 右旋帯域の位置付けについて

右旋円偏波を高精細度テレビジョン放送及び標準テレビジョン放送に加え、左旋円偏波と同様に超高精細度テレビジョン放送の伝送路としても位置付ける。 【基幹放送普及計画第 1, 1, (1), イ】

(2) 民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標について

現時点でBS右旋帯域において見込まれている空き帯域(約1トランスポンダ分)を4K放送に割り当てることを前提として、民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標の見直し*を行う。 【基幹放送普及計画第3,2,(3),ウ】

- ※ 併せて、現行の2K放送の運用状況を踏まえ、高精細度テレビジョン放送(2K放送)について、1トランスポンダを4分割した場合の民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標について新たに規定する(現行は1トランスポンダを2分割及び3分割した場合の民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標を規定している。)。
- (3) その他規定の整理について

新4K8K衛星放送の試験放送に関する規定について、新4K8K衛星放送が開始された現状を踏まえた現行化を行う。

【基幹放送普及計画第1.1.(4),工】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに変更予定。

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和4年8月5日(金)から同年9月8日(木)までの期間において実施済であり、7件の意見があった。

基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)の変更(概要)①

- 衛星放送の未来像に関するワーキンググループ(主査: 伊東 晋 東京理科大学名誉教授)の報告書(令和3年10月29日)において「今後、BS右旋帯域において一定帯域が確保できた場合には、当該帯域は4K放送に割り当てるべきであるとの提言が示された。
- また、当該提言を踏まえて整理した「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書を踏まえたBS右旋の空き帯域の4K放送への割当てに関する基本的考え方」(令和4年8月4日公表)において、「総務省としては、(略)基幹放送普及計画の改正に当たっては、右旋を左旋と同様に4K等の超高精細度テレビジョン放送の伝送路としても位置付けることが適当である」との考え方を示したところである。
- 本提言及びこれを踏まえて整理した総務省の考え方に基づき、BS右旋帯域において見込まれる空き帯域を今後恒常的に4K放送に割り当てるべく、基幹放送普及計画を以下のとおり変更する。

1. 右旋帯域の位置付けについて

注:【】内は変更後の基幹放送普及計画の規定

4K放送の普及促進を図るため、BS右旋帯域において今後一定の空き帯域が確保できた場合に、恒常的に4K放送の割当てを行うとの考え方に基づき、右旋帯域を高精細度テレビジョン放送(2K放送)に加え、左旋帯域と同様に超高精細度テレビジョン放送(4K放送・8K放送)の伝送路としても位置付ける。
【第1,1,(1),イ】

2. 民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標について

現時点でBS右旋帯域において見込まれている空き帯域(約1トランスポンダ分)を4K放送に割り当てることを前提として、民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標の見直し※を行う。

※ 併せて、現行の2K放送の運用状況を踏まえ、高精細度テレビジョン放送(2K放送)について、1トランスポンダを4分割した場合の民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標について新たに規定する(現行は1トランスポンダを2分割及び3分割した場合の民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標について規定している。)。

【第3,2,(3),ウ】

3. その他規定の整理について

新4K8K衛星放送の試験放送に関する規定について、新4K8K衛星放送が開始された現状を踏まえた現行化を行う。

【第1,1,(4),工】

基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)の変更(概要)②

1. 右旋帯域の位置付けについて

衛星基幹放送については、それぞれ次の周波数を使用することを基本とする。

く変更前>

高精細度テレビジョン(HD)放送又は標準テレビジョン(SD)放送	右旋円偏波
超高精細度テレビジョン(4K・8K)放送	<u>左旋円偏波</u>

く変更後>

高精細度テレビジョン(HD)放送又は標準テレビジョン(SD)放送	右旋円偏波
超高精細度テレビジョン(4K・8K)放送	右旋円偏波及び左旋円偏波

2. 民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標について

<変更前> 注:BS右旋において2の周波数を超高精細度テレビジョン放送に割り当てた場合。

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン(4K・8K)放送	全国	<u>21</u> 程度
超高精細度テレビジョン放送以外の テレビジョン放送(HD及びSD)	全国	41程度(1の周波数を2分割した場合)~62程度(1の周波数を3分割した場合)

く変更後>

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン(4K・8K)放送	全国	<u>24</u> 程度
超高精細度テレビジョン放送以外の テレビジョン放送(HD及びSD)	全国	39程度(1の周波数を2分割した場合)~79程度(1の周波数を4分割した場合)

3. 今後のスケジュール

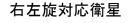
BS右旋の空き帯域に4K放送を割り当てるための公募を年度内目途に実施するため、所要の制度改正等を行う。

(参考) 4K·8Kとは

- 地上放送のデジタル移行が完了(2012年3月末)し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質(いわゆるスーパーハイビジョン)の映像の規格が標準化(2006年、ITU(国際電気通信連合))。 規格は、「4K」「8K」(Kは1000の意。)の二種類(現行ハイビジョンは「2K」)。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	主な画面サイズ	主な実用化状況
2K	約200万画素 (1,920×1,080 = 2,073,600 約2,000 = 2K	32インチ	映画·VOD· 実用放送 (地上·衛星放送等)
4K	2Kの4倍 約830万画素 3,840×2,160 = 8,294,400 約4,000 = 4K	65インチ	映画·VOD· 実用放送(衛星放送等)
8K	2Kの16倍 約3, 300万画素 (7,680×4,320 =33,177,600 約8,000 = 8K	85インチ	実用放送(衛星放送)

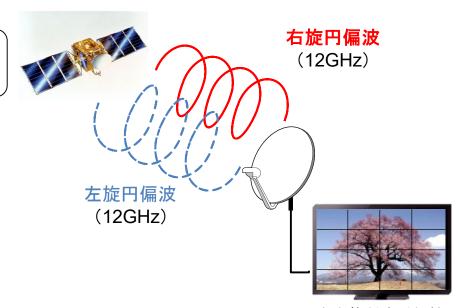
(参考) BS/CS放送用周波数



運用開始年

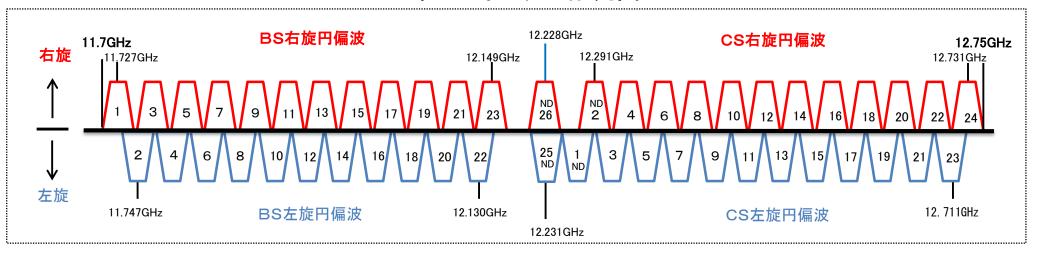
CS110度:2017年

BS :2018年



右左旋対応受信機

トランスポンダの配列図



現状・課題

- 2018年12月の「新4K8K衛星放送^{※1}」開始以降、視聴可能受信機は累計約1,356万台^{※2}に到達。 一方、受信環境の整備、4Kコンテンツの充実、視聴者に対する周知広報の一層の推進が必要。
 - ※1:BS・110度CSで2018年12月1日に始まった4K・8K放送のことを指す。 ※2:2022年7月末時点
- 衛星4K放送の拡充にむけて今後取り組むべき事項を盛り込んだ「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」 の報告書を2021年10月に公表。

今後取り組むべき事項

1. 新4K8K衛星放送の普及

(1) 受信環境整備の推進

産官が連携し、以下の取組を推進。

- ① 受信方法に関する周知広報強化
- ○右旋と左旋の受信環境の差異を踏まえた周知
- ○ケーブルテレビ及び光通信回線によるサービス活 用の周知
- ② 設備改修支援策の実施
- ○衛星放送用受信環境整備事業
- ○ケーブルテレビネットワーク光化促進事業
- ③ 新たな技術を活用した簡便な改修 方法の開発等
- ○プラスチックファイバー(POF)やローカル 5Gの活用

(2) 4Kコンテンツの充実

- ① ピュア4Kコンテンツの質・量両面での充実が不可欠
- ② 訴求効果の高い周知広報の推進

2. 周波数の有効利用の推進

(1) BS右旋の空き帯域の活用

- ① 今後、一定の<u>空き帯域が確保できた</u> 場合には、4K放送普及の観点から、<u>当</u> 該帯域は4K放送に割当て。
- ② 割当ての際には、必要な制度を整備
- ○基幹放送普及計画の改正
- ○費用負担の考え方の整理

(2) 左旋の未使用帯域の活用

- ① 受信環境整備を着実に推進。
- ② 4K・8K放送以外の新たなサービスへ の活用可能性についても検討。
 - 〇HEVC方式の2K放送への活用に資する技術 的可能性の検証

3. 経営環境変化への対応

(1) インフラ利用料金の負担軽減

- ① インフラ事業者(B-SAT及びスカパーJSAT)は、<u>コスト構造の見直し</u>により利用料金軽減に向けた取組を推進。
 - ○システムのスリム化、運用コスト精査 ○地球局設備等の統合運用・共同利用 ○ハイブリッド衛星調達の可能性の検討
- ② インフラ事業者と放送事業者等との意見交換の場を設置。

(2) 柔軟なプラットフォーム運営の実現

○有料放送管理事業者(スカパー JSAT)が、「プラットフォームガイドライン」 の改正を含め、市場環境の変化に迅 速・柔軟に対応することが必要。

(参考) BS放送(右旋)のテレビ番組のチャンネル配列図



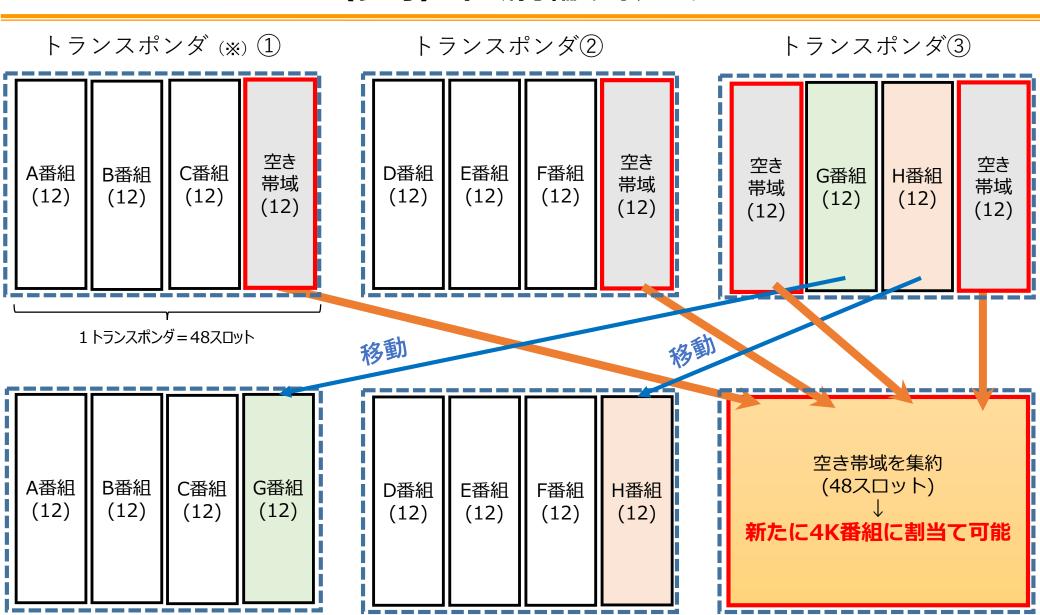
[※] データ放送、音声放送(1番組)を除く。

[:] 令和4年10月末に放送終了。

[:]NHK中期経営計画(2021-2023年度)においてNHKBS1とNHKBSプレミアムの

どちらかを令和5年度中に放送終了することを公表。

(参考) 帯域再編のイメージ



※トランスポンダ:衛星に搭載され、地球局(地上)から送られた電波を受信・増幅した後、周波数変換して地上に再送信するための中継器。 2K放送の伝送方式では1トランスポンダは48個のスロットという単位に区分けされ、複数の番組で共用する。

(参考) 関係規定(基幹放送普及計画) 1/2

○ 基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会(以下「協会」という。)、大学教育のための放送を行う放送大学学園法(平成14年法律第156号)第3条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者(以下「民間基幹放送事業者」という。)により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。

- 1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針
- (1) 国内放送の普及
 - イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあっては右旋円偏波(電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。)の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあっては左旋円偏波(円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。)の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(ア)~(ウ) (略)

- (4) その他放送の多様化、高度化等のための施策
 - エ 衛星基幹放送(放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。)による超高精細度テレビジョン放送については、当該超高精細度テレビジョン放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われる試験放送を除く。)が開始するまでの間に、将来の実用化に資するため、放送衛星業務用の周波数の1を使用する協会及び協会以外の基幹放送事業者による試験放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。)を実施できるようにすること。この場合において、当該試験放送については、協会及び協会以外の基幹放送事業者の2者により、1の周波数を分割して、又は当該周波数を一定時間ずつ使用することとし、1日当たりの放送時間は、それぞれ12時間以内(1の周波数を分割せずに使用する場合に限る。1の周波数を分割して使用する場合には、周波数の分割方法に応じてこれに相当する割合となる時間以内)とする。
 - オ 衛星基幹放送(放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。)による超高精細度テレビジョン放送については、将来の実用化に 資するため、周波数事情等を勘案の上、試験放送を実施できるようにすること。

(参考) 関係規定(基幹放送普及計画) 2/2

- 第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数)の目標
 - 2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標
 - (3) 衛星基幹放送
 - ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の 数の目標
超高精細度テレビジョン放送	全国	18程度(注1)(注2)(注3)
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送	全国	43程度~65程度(注4)(注5)

- (注1) 1の周波数を、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあっては2分割、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星 基幹放送の場合にあっては3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。
- (注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、21程度とする。
- (注3) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち2程度とする。ただし、右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち5程度とする。
- (注4) 1の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。
- (注5) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、41程度~62程度とする。

「基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)の一部を改正する告示案」 に対する意見募集の結果

■ 意見募集期間 : 令和4年8月5日から令和4年9月8日まで

■ 意見提出件数 : 7件(放送事業者・関係団体等)

■ 意見提出者 :

〇 放送事業者 【3件】 (50音順) SCサテライト放送株式会社、株式会社QVCサテライト、株式会社放送衛星システム

- 〇 関係団体 【2件】 (50音順) 一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- 〇 個人 【2件】

「基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)の一部を改正する告示案」 に対して提出された意見及び総務省の考え方

<1. 全体>

意見【意見提出者名】	考え方	修正の
		有無
意見1-1 基幹放送普及計画の一部を改正する告示案(以下「告	a示案」という。)に賛成。	
○ 「衛星放送の未来像に関するワーキングループ報告書を踏まえたBS右旋の空き帯域の4K放送への割当てに関する基本的な考え方」に沿った、今回の基幹放送普及計画の一部を改正する告示案には賛成。	告示案に賛同の御意見として承ります。	無
【一般社団法人衛星放送協会】		

< 2. 第1,1,(1),イ 衛星基幹放送について>

意見【意見提出者名】	考え方	修正の
		有無
意見2-1 4K放送を右旋帯域及び左旋帯域の電波の周波数を使用	用して放送を行うことに賛成。	
〇 超高精細度テレビジョン放送(4K放送)を右旋円偏波及び左	告示案に賛同の御意見として承ります。	無
旋円偏波に使用する、貴省の改正案に賛同いたします。	帯域再編を行うに当たっては、御指摘の基幹放送普及計画にお	
【SCサテライト放送株式会社】	ける規定も踏まえ、ケーブルテレビ事業者を含む関係事業者や関	
	係団体、メーカー等と情報を共有し、連携・協力して取組を進め	
○ これまで、ケーブルテレビ事業者は、新4K8K放送開始当初よ	て行くことが適当と考えます。	
り再放送を実施し、普及促進に積極的な貢献を行っており、多	今後の認定公募に関する御意見については、BS右旋の空き帯域	
くの視聴者がケーブルテレビを通じて新4K8K放送を視聴してお	の4K放送への割当てに関する検討を行う際の参考とさせていただ	
ります。	きます。	
今般、基幹放送普及計画の一部を改正し、衛星基幹放送にお	4Kテレビの飛躍的な普及及び右旋帯域と左旋帯域の4K放送の連	
ける超高精細度テレビジョン放送では、新たに右旋円偏波も使	携した拡大の検討に関する御意見については、今後の4K·8K放送の	
用される事となり、新4K8K放送の普及促進が期待される事から	普及に関する検討を行う際の参考とさせていただきます。なお、	
賛同致します。	左旋帯域については引き続き4K・8K放送での活用を前提としつつ、	
また、「有線一般放送との連携に留意」とされておりますが、	令和3年10月29日に公表された衛星放送の未来像に関するワーキ	
ケーブルテレビ事業者としても、今後、BS帯域再編が行われた	ンググループ (主査:伊東晋東京理科大学名誉教授)の報告書 (以	

場合には、受信設備の確認・整備や、利用者の受信端末 (STB) の再設定などについて、視聴者への周知も必要となる事から、 関係者間で前広に情報共有が行われることが必要と考えます。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

○ 超高精細度放送テレビジョン放送について、左旋円偏波のみならず、右旋円偏波の電波の周波数を使用して放送することにつき、賛同させていただきます。

BS4K右旋の今後の認定公募にあたっては、4Kでの放送実績及びピュア4K比率を優先することが今後の4K放送普及に当たって重要だと考えます。

総合通販専門チャンネルにつきましては、一定の視聴者層が 習慣的に視聴しており、他放送ジャンルの番組の合間に放送されている広告放送とは、性質が異なることをご考慮いただければ幸いです。

こうした総合通販専門チャンネルにおいては、日用品のほぼすべてのカテゴリーを網羅し非常に多くの商品を販売しており、ネット通販等を活用できない高齢者の日常的な買い物手段になっており、これらの高齢者層等により幅広く利用して頂くことで、衛星放送の一斉同報性と併せて4K放送の普及に貢献できると考えております。

【株式会社QVCサテライト】

○ 今後の右旋帯域の恒常的な4K放送割り当てに対して、賛同いたします。

認定に当たっては、空き帯域が生じる期間をできるだけ短く して頂くよう要望いたします。

【株式会社放送衛星システム】

- O 賛成。
 - 右旋帯域にあらたな4K放送が開始されることは、更なる4K放

下「未来像WG報告書」という。)においても提言がありましたとおり、新たなサービスへの活用可能性についても検討を進めていくことが重要と考えています。

送の充実になり、4Kテレビ(2K視聴可能)の普及が図られ、視聴者のニーズにも対応できる。

- ・上記の期待はあるが、4Kテレビ(2K視聴可能)の普及は、現状 1,300万台と現状行われている一部のサイマル放送の終了を 実施出来るレベルではない。帯域の有効利用の観点から、サイマル放送の早期の終了が求められる中、4Kテレビ(2K視聴可能)の飛躍的な普及が望まれる。2Kテレビの販売終了も検討される時期に来ていると考えられる。
- ・一方、左旋帯域への早急な対応が求められる。4Kの有料放送 加入者の推移を見ても、現状では飛躍的な拡大は残念ながら 期待できない。右旋帯域と左旋帯域の4K放送の連携した拡大 の検討が必要と考えられる。

【一般社団法人衛星放送協会】

意見2-2 超高精細度テレビジョン放送の右旋円偏波使用に反対。

O 超高精細度テレビジョン放送の右旋円偏波使用に反対します。

TVの需要は超高精細度テレビジョンの様な電波帯域の無駄遣いではなく、H265方式で同一周波数内に多数の放送を収容し現在普及している設備の交換無しで多様な放送を視聴出来る方向を目指すべきである。

又、総合編成は超高精細度テレビジョンで放送するべきではなく、WOWOW・スターチャンネル・J-SPOTRT等の常に高ビットレートを使用する放送に割り当てするなら意味がある。

現在の右旋円偏波の4K放送を廃止し、CS110度放送のチャンネルを廃止した帯域に割り当てCS110空き帯域に124・128度CS(スカパー)のチャンネルを割り当てる。

帯域が余った124・128度CSは超高精細度テレビジョン放送事業者が物理チャンネル(トランスポンダ)を丸ごと一つ占有させ自由に放送を行わせるべきである。

他の案として右旋円偏波のBS-7chの超高精細度テレビジョン放送をBS-21chと入れ替え、BS-17の超高精細度テレビジョン放

未来像WG報告書においても提言がありましたとおり、4K放送の普及のため、受信環境が整っている右旋帯域において4K放送の番組を増やし、4K放送を市場としてしっかり立ち上げることが必要と考えます。

なお、H265方式で同一周波数内に多数の放送を収容すべきとの 御意見については、総務省が令和4年8月4日に公表した「衛星 放送の未来像に関するワーキンググループ報告書を踏まえたBS右 旋の空き帯域の4K放送への割当てに関する基本的考え方」3(2)の とおり、2K放送の映像符号化方式の高度化についてはあくまで事 業者の選択に委ねることが必要となると考えられますが、4K放送 に割り当てるために新たに帯域再編を行った場合、その再編が完 了し、新たに認定を受けた放送事業者が実際に放送を開始するの が2025年以降になる見通しであることを踏まえ、この時期を念頭 に、必要な検証を経た上で、同ートランスポンダにおいて2K放送 と4K放送とが併存できる環境を整備することが考えられます。 無

送をBS-23chと入れ替える。

現在のNHKと民放5社の総合編成を廃止し、WOWOW・スターチャンネルにそれぞれトランスポンダ単位で割り当てをする。

特に既存2K放送のトランスポンダ占有帯域が多いWOWOW・スターチャンネル加入者がH265方式に移行した場合、2KでのWOWOW・スターチャンネルの早期停波による新しい空き帯域を創出する事が可能である。

【個人】

く3. 第3,2,3,ウ 民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標について>

意見【意見提出者名】	考え方	修正の
		有無
意見3-1 超高精細度テレビジョン放送の番組数の目標を24程度	ほとする改正案に賛同。	
〇 現在、超高精細テレビジョン放送の番組数は21程度が目標と	告示案に賛同の御意見として承ります。	無
なっておりますが、これをBS右旋円偏波に3番組を加え、24程		
度にする改正案に賛同いたします。		
【SCサテライト放送株式会社】		
意見3-2 超高精細度テレビジョン放送の新規事業者認定に当力	こっては、経営環境や事業状況を考慮した上での選定が必要。	
〇 超高精細度テレビジョン放送の放送番組の数の目標が、18程	認定に関する御意見については、BS右旋の空き帯域の4K放送へ	無
度から24程度に増えています。超高精細度テレビジョン放送の	の割当てに関する検討を行う際の参考とさせていただきます。	
新たな事業者認定にあたっては、事業者の経営環境・事業状況		
を考慮し、超高精細度放送の普及促進に資する視聴者満足度が		
高い番組を継続的に放送できる事業者を選定いただけるように		
お願いします。		
【株式会社放送衛星システム】		

<4. 第3, 2, 3, ウ(注2)について>

意見【意見提出者名】	考え方	修正の
		有無
意見4-1 超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送	送において、1の周波数を4分割使用することを前提とすることに賛	同。
○ 超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送に、1の	告示案に賛同の御意見として承ります。	無
周波数を4分割することを前提とすることは、現状の利用方法と	なお、放送の符号化方式の高度化については、御指摘のとおり	
合致するもので、賛同いたします。	十分な技術的検証と視聴者保護への配慮が行われることが必要と	
「具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタ	考えます。	
ル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質		
等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げ		
るものではない。」としていますが、放送の符号化方式の高度化		
については、十分な技術的検証と視聴者保護への配慮をお願い		
いたします。		
【株式会社放送衛星システム】		

< 5. その他>

(3) (3) (2)		
意見【意見提出者名】	考え方	修正の 有無
意見5-1 空いている周波数帯を、楽天モバイルに割当てるべき。		
○ テレビの電波帯に使用されていない部分があると思うので、 楽天モバイルに使用させるべき。 各社の偏向報道やNHKの受信料問題、暴力団まがいの契約強 要問題などにより、テレビの信用が失落してしまっており、需 要も激減しております。テレビの電波を一度整理して、需要が 逼迫している携帯会社に使用させるべき。とりわけ、楽天モバ イルは現在プラチナバンドを使用させてもらえてなく、不公 正な競争を強いられていて、早急の割り当てが必要です。 【個人】	いただいた御意見は参考として承ります。	無

注:その他、案と無関係と判断されるものが4件ありました。